

(参考) 「今後の経済対策について」の実施状況

(58年6月8日現在) 経済企画庁

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>I 当 面 の 課 題</p> <p>1. 金融政策の機動的運営</p> <p>(1) 内外経済動向を注視しつつ、金融政策の機動的運営を図る。</p> <p>(2) 設備投資資金等各般の資金需要に対処して、所要の資金供給の円滑化に留意する。</p> <p>2. 公共事業等の前倒し執行</p> <p>(1) 昭和58年度の公共事業等については、上半期における契約済額の割合の目標を70%以上として可能な限り執行を促進するとともに、今後とも内外の経済動向を注視しつつ適時適切な対策を講ずるものとする。</p> <p>(2) 地方公共団体においても、(1)の措置に準じて、事業の円滑な執行を図るため必要な措置を講ずるよう要請する。なお、補助金の交付及び地方債の許可について事業処理の促進を図る。</p>	<p>○上半期における契約済額の割合の目標を70%以上とすること等を閣議決定(4/12)その後、公共事業等施行対策連絡会閣において72.5%とすることを報告・了承(4/25)</p> <p>○地方公共団体に対しても上半期における契約済額の割合の目標を70%以上とすることを要請(4/12自治事務次官通達)</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>3. 住宅建設の促進</p> <p>(1) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫の昭和58年度第1回の募集については、需要の動向に即応した適切な募集を行うこととし、速やかな募集開始を期する。</p> <p>また、同公庫の貸付については、対象となる分譲住宅の譲渡価額限度額の引上げ及び高層住宅貸付の対象地域の拡大を図る。</p> <p>(2) 民間金融機関の個人向け住宅融資については、親子二世住宅ローン等新種商品の開発、金利の引下げ及び融資資金の確保につき配慮するよう指導する。また、財形持家融資については、制度の一層の普及・活用を図る。</p> <p>(3) 増改築の推進を図るため、増改築工事の実施体制の整備を行うとともに引き続き増改築推進キャンペーンの全国的展開を行う。</p> <p>(4) 昭和58年度税制改正を踏まえ、住宅取得控除制度及び中高層住宅建設のための立休買換えに係る特例制度の改善等の周知徹底を図り、その活用に資する。</p>	<p>○住宅金融公庫 第1回募集 4/26～5/31 (募集予定戸数(個人住宅、高層住宅及び建売住宅) 100,000戸、申込戸数 106,477戸)</p> <p>○分譲住宅の譲渡価額限度額 第1回募集より 100万円～ 300万円引上げ</p> <p>○高層住宅貸付の対象地域 第1回募集より首都圏及び近畿圏において拡大(青梅市、鶴ヶ島町、佐倉市、厚木市、和泉市、大和郡山市)</p> <p>○親子二世住宅ローン及び変動金利型住宅ローン 都銀・信託等は5/16から5月末にかけて受付開始</p> <p>○住宅ローン金利 5/9 から引下げ (都・地銀 8.34%→ 8.22%)</p> <p>○金融各団体を通じ、個人向け住宅融資資金の確保につき配慮するよう民間金融機関を指導(4/7 付け事務連絡)</p> <p>○東京で「'83住まいの増改築フェア」を実施(4/13～4/17) 58年度は、これまで大阪等8府県で地方キャンペーンを実施、今後も引き続き他地区で実施の予定</p> <p>○周知徹底を図るため、政府広報を活用するとともに、不動産関係団体に対し、新聞広告、ちらしによるPR要請</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>4. 規制の緩和等による民間投資の促進等</p> <p>(1) 都市中心部の高度利用を図るため、第一種住居専用地域の適切な見直し、市街地住宅総合設計制度の積極的普及・活用等民間における都市再開発等の推進に係る条件整備を行う。</p> <p>また、都市再開発、住宅建設に資するため国公有地等の活用を一層促進する。</p> <p>(2) 宅地供給の円滑化を図るため、実態に即した適切な線引きの見直しを推進するとともに、地域の実情に応じ市街化調整区域における開発許可の規模要件の引下げが行えるよう措置する。また、借地方式等による宅地供給については、その積極的活用方策の検討を行う。</p> <p>(3) 地方公共団体の宅地開発指導要綱につき、行き過ぎの是正を要請したところであるが、引き続きその是正の指導を行う。また、住宅・宅地開発に関連する公共公益施設の整備の促進に努める。</p> <p>(4) 電力業の設備投資につき、昭和58年度下期以降分の繰上げ発注等(約5000億円程度を目標)を行うとともに、設備の効率化、供給信頼度の向上等のための投資等を促進するよう指導する。</p> <p>(5) 民間設備投資については、引き続き投資環境の整備に努めるとともに、政府系金融機関の貸付計画の円滑な実施に努める。</p> <p>(6) 発展途上国のニーズに応じ、引き続きプラント・パージに係る協力の推進を図る。</p>	<p>○建設省内に都市対策推進委員会を設置し(4/8)、7月中を目途に検討中</p> <p>○市街地住宅総合設計制度等について、パンフレット、解説書を作成するとともに、民間事業者等に対し説明会を実施(5/13～)</p> <p>○建設省内に都市対策推進委員会を設置し(4/8)、検討中 なお、国鉄用地の活用について、モデル地区を選定し、早期に事業化を図るべく、関係機関で協議中</p> <p>○建設省より都道府県に対し、線引きの見直しの一層の推進を要請(4/21都市計画主管課長会議)</p> <p>○市街化調整区域における開発許可要件(20ha)を地域の実情に照らし必要な場合には都道府県の規則で5haまで引き下げることができるよう政令改正(5/10閣議決定、7/1施行)</p> <p>○借地方式の活用策につき調査委員会において検討中(建設省)</p> <p>○借地方式の活用による土地の有効利用策について検討委員会を発足予定(国土庁)</p> <p>○建設省内に都市対策推進委員会を設置し(4/8)、7月中を目途に検討中</p> <p>○通産省より電力業界に対して要請(4/5) 電力業界において約5350億円の繰上げ発注を予定</p> <p>○4/15付け文書で関係者へ周知徹底(通商産業省)</p> <p>○総理訪フィリピン時に発電プラント・パージに対し、円借款96億円を供与 ジャマイカの発電プラント・パージに対し、円借款約102億円を供与の予定</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>5. 中小企業対策の推進</p> <p>(1) 政府系中小企業金融三機関の第1四半期の貸付資金枠を十分確保するとともに、貸出手続の迅速化等に努めることにより、中小企業に対する円滑な金融を確保する。</p> <p>(2) 倒産防止特別相談事業等の活用により、倒産防止対策を機動的に運用する。</p> <p>(3) 官公需についての中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、下請代金支払遅延等倒産防止等の厳守の指導及び下請取引あっせんの強化を行う。</p> <p>(4) 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の成立を受けて、特定業種関連地域の振興対策等をできるだけ早期に実施する</p> <p>(5) ベンチャービジネスの育成のため中小企業投資育成会社を積極的に活用する等中小企業の新分野の開拓を促進する。</p> <p>(6) 昭和58年度税制改正を踏まえ、中小企業の設備投資促進のための税制上の措置の周知徹底を図り、中小企業の設備投資の促進に資する。</p> <p>(7) 首都圏工業等制限法の制限区域内の中小企業者が行う設備の近代化、企業規模の適正化等に係る新增設について緩和措置を講じたところであり、この趣旨を踏まえ、同区域内の中小企業の設備投資を円滑化する。</p>	<p>○政府系中小企業金融三機関の第1四半期の貸付資金枠 1兆3440億円（前年同期実績比25.7%増）を確保</p> <p>○政府系中小企業金融三機関に対し貸出手続の迅速化等を要請（4/5 銀行局長・中小企業庁長官通達）</p> <p>○倒産防止特別相談室の増設（175ヶ所→188ヶ所）（4/1）</p> <p>○中小企業信用保険法に基づく不況業種の指定（4月～6月） 追加指定：潤滑油製造業等7業種、指定の延長：土木工事業等106業種；指定業種数113業種</p> <p>○官公需確保対策推進協議会を開催し各省庁に対し要請（4/8）</p> <p>○親事業者及び親事業者団体に対し、下請取引の適正化（4/28通産大臣及び公取委員長通達）、下請発注の促進（4/28中小企業庁長官通達）を要請</p> <p>○5、6月を「発注開拓促進月間」として指定するとともに、下請企業振興協会の発注開拓調査の実施等による下請取引あっせんの強化</p> <p>○特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法 4/27成立 5/6 公布 6月末を目途に法律施行予定</p> <p>○ベンチャービジネス用の投資先企業選定基準を検討中</p> <p>○各都道府県知事、各中小企業関係団体及び政府系中小企業金融機関等に関係者への本措置の周知徹底方依頼（4/21中小企業庁長官通達）</p> <p>○全国各地で説明会等の広報を実施</p> <p>○関係都県知事等に周知徹底方依頼（4/9 国土庁大都市圏整備局長通達）</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>6. 雇 用 対 策 の 推 進</p> <p>(1) 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の成立を受けて、業種及び地域の指定を機動的に行うとともに、離職前訓練、再就職あっせんを促進するための助成措置を充実し、各種援護措置の適切な活用により、関係労働者の雇用の安定に努める。</p> <p>なお、下請関係中小企業については、その雇用調整の実態に即応して、援護措置が適用されるよう配慮する。</p> <p>(2) 失業の予防を図るため、雇用調整助成金制度について業種指定を機動的に行うことにより、その積極的活用を図るとともに、高齢者等の特定の求職者について、特定求職者雇用開発助成金の活用等により、その早期再就職を促進する。</p> <p>7. 不 況 業 種 対 策 の 推 進</p> <p>(1) 構造的不況に陥っている基礎素材産業については、特定産業構造改善臨時措置法の成立を受けて、同法に基づく業種ごとの構造改善基本計画を早急に策定する等、これら業種の構造改善を円滑に実施する。</p> <p>(2) 著しい需給不均衡に陥っている不況業種については、内需の拡大、不況カルテルの適正な運用等を通じて需給バランスの改善に努める。</p>	<p>○特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法 成立 (5/11) 7/1 施行</p> <p>○雇用調整助成金制度の業種指定(6/1) 指定業種の追加：金属工作機械製造業等5業種、再指定：石油精製業等4業種、再々指定：3業種；指定業種数6/1 現在 282業種</p> <p>○特定産業構造改善臨時措置法 成立(4/27) 5/24施行</p> <p>○エチレンにつき不況カルテル実施中(6/30 まで)</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>8. 調和ある対外経済関係の形成</p> <p>(1) 基準・認証制度の改善  基準・認証制度の改善につき、本年3月26日の経済対策閣僚会議においてその基本方針の了承をみたところであるが、所要の改正法案を今国会中に提出する。  また、規格・基準作成過程における透明性の確保、国際基準への適合等の法改正以外の改善策についても速やかにその実現に努める。</p> <p>(2) 経済協力の推進  発展途上国の経済発展及び世界経済の活性化に資するため、新中期目標の下に、経済協力の一層の充実に努める。</p> <p>(3) 産業協力の推進  世界経済活性化の観点から、投資交流、技術交流、第三国市場協力を積極的に推進する。</p>	<p>○外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律 成立(5/18) 5/25公布 8/1施行予定</p> <p>○政府開発援助の拡充に引き続き努力</p> <p>○産業協力推進施策として、現在(1) 政府間の意見交換、(2) 内外企業に対する情報提供を実施</p> <p>○さらに、58年度より、(1) 産業協力・技術交流に関する情報提供機能の拡充・強化 (2) 対外・対内投資に対する金融面からの円滑化等の産業協力促進施策を実施</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>II 今後取組むべき課題</p> <p>1. 世界経済活性化のための国際協力に対する応分の貢献  世界経済の活性化に寄与するための国際協力について我が国も各般の面において応分の貢献を果していくものとし、その具体的方策について検討を進める。</p> <p>2. 所得税の減税  今後、減税の具体的方法、規模、財源措置等について検討を進める。</p> <p>3. 公共的事業について民間活力導入の方策を検討  公共的事業の分野への民間の投資機会の一層の拡大等民間活力の活用方策について、民間の協力を得つつ検討を進める。</p>	<p>○民間調査機関に調査研究を委託予定</p> <p>○税制調査会総会において、所得税、住民税について検討するための部会を設置することが決定(4/25)</p> <p>○民間調査機関(社団法人日本プロジェクト産業協議会)に調査研究を委託。同協議会内に検討委員会を設け、調査検討中。第一回の検討委員会を5/30に開催</p>

## 22. 経済対策検討項目メモ

58. 3. 30

(経済関係閣僚等懇談会)

### I 当面の課題

#### 1. 石油価格低下の活用

— 需給を通じる石油価格低下の効果の浸透 —

#### 2. 金融政策の機動的運営

#### 3. 公共事業等の前倒し執行

#### 4. 住宅建設の促進

(1) 住宅金融公庫の融資の円滑化等

(2) 増改築の推進

(3) 民間住宅金融の融資資金の確保等

#### 5. 規制の緩和等による民間投資の促進等

(1) 民間による都市再開発等推進のための条件整備の検討, 国公有地等を活用した再開発

(2) 宅地供給の円滑化のための線引きの見直しの推進, 地方自治体の開発指導要綱等の是正の要請等

(3) 電力業の設備投資の繰上げ発注と効率化投資等の促進

#### 6. 中小企業対策の推進

(1) 政府系中小企業金融三機関の融資の円滑化等

(2) 倒産防止対策の機動的運用

(3) 中小企業向け官公需の確保, 下請取引の適正化等

(4) 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法に基づく対策の早期実施



## 7. 雇用対策の推進

- (1) 特定不況業種及び特定不況地域に対する総合的な雇用安定対策の推進
- (2) 雇用調整助成金制度の機動的運用及び高年齢者等に対する特定求職者雇用開発助成金の活用

## 8. 構造不況業種対策の推進

- (1) 特定産業構造改善臨時措置法に基づく基礎素材産業の構造改善の早期実施
- (2) 内需の拡大、不況カルテルの適正な運用等を通じる需給バランスの改善

## 9. 貿易の拡大均衡の推進等

- (1) 基準・認証制度改善につき法改正の促進等
- (2) 経済協力、産業協力等

## Ⅱ 今後取組むべき課題

1. 世界経済活性化のための国際協力に対する応分の貢献
2. 所得税の減税
3. 公共的事業について民間活力導入の方策を検討